

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年9月13日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	南幌町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.nanporo.hokkaido.jp/seisaku/tokutekozinnzyouhou/

執行機関名 南幌町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第30号)による重度心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの(重度心身障害者)
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		南幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年12月11日条例第21号) 別表第1 第1の項 南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第30号)による重度心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律百二十三号)第1条	南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、 <u>重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対し医療費の一部又は全部を助成することによって、保健の向上に資するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例 南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則

○南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例

昭和48年9月28日条例第30号

改正

昭和53年12月23日条例第35号

昭和57年9月30日条例第25号

昭和58年1月28日条例第5号

昭和59年10月29日条例第14号

昭和59年12月21日条例第16号

平成6年12月16日条例第28号

平成10年5月20日条例第12号

平成10年6月25日条例第16号

平成11年5月26日条例第9号

平成12年12月14日条例第36号

平成13年6月20日条例第14号

平成14年10月15日条例第24号

平成15年3月20日条例第9号

平成16年6月16日条例第15号

平成18年3月17日条例第11号

平成18年9月27日条例第27号

平成19年3月16日条例第18号

平成20年3月18日条例第14号

平成20年9月25日条例第31号

平成21年3月19日条例第12号

平成22年3月17日条例第14号

平成24年3月21日条例第9号

平成26年9月12日条例第19号

平成28年3月15日条例第12号

南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対し医療費の一部又は全部を助成することによって、保健の向上に資するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳（以下「身障手帳」という。）の交付を受けた者（以下「身体障害者」という。）であつて、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる1級、2級又は3級（心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害に限る。）に該当する者

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所（以下「児童相談所」という。）又は、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、又は精神科を標ぼうする医療機関の医師において重度の知的障害（知能指数がおおむね35以下、なお、肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する者については、おおむね50以下であつて、日常生活において介護を必要とする者）と判定され、又は、診断された者

(3) 精神保健福祉法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳（以下「精神保健手帳」という。）の交付を受けた者（以下「精神障害者」という。）であつて、精神保健福祉法施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に掲げる1級に該当する者

2 この条例において「ひとり親家庭等の母又は父及び児童」の「母」、「父」及び「児童」とは、次の各号に該当する者をいう。

(1) 「母」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であつて、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていない者のうち、次のいずれかに該当する者であること。

イ 18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者を扶養又は監護している者

ロ 18歳に達した日の属する年度の末日の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までの間にある者を扶養している者

(2) 「父」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、生活保護法による保護を受けていない者のうち、前号イ又はロのいずれかに該当する者であること。

(3) 「児童」とは、次のいずれかに該当する者であること。

イ ひとり親家庭の母又は父に現に扶養され、若しくは監護され、又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者（引き続いて特別支援学校の高等部（専攻科を除く。）に在学する者にあつては、在学する期間を含む。）

ロ ひとり親家庭の母又は父に現に扶養され、又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている18歳に達した日の属する年度の末日の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までの間にある者

3 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）

(3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

(4) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(5) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

(6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）

4 この条例において「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が医療保険各法による被保険者（健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）若しくは組合員であるときは当該医療保険各法による療養の給付を受けた場合の、当該療養の給付の額から当該療養に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）と当該疾病又は負傷について他法令等の規定により国又は地方公共団体等の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が、当該療養に要する費用に満たないときの、その満たない額に相当する額をいう。

5 条例第4条に定める「一部負担金」とは、規則で定める一部負担金をいう。

6 この条例において「付加給付」とは、医療保険各法の規定により被保険者若しくは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において付加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により付加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により、一部負担金の割合を減じられている場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

- 7 この条例において「基本利用料」とは、高確法第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額をいう。
- 8 この条例において「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。
- 9 この条例において「生活療養標準負担額」とは、健康保険法第85条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

(助成の対象)

第3条 町長は、医療保険各法による被保険者若しくは組合員又は被扶養者である重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童であつて、次の各号のいずれにも該当しない者に対し、当該重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に係る疾病及び負傷の医療に関する経費（重度心身障害者のうち精神障害者にあつては入院に係るものを除き、ひとり親家庭等の母又は父にあつては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。）について助成する。

- (1) 生活保護法による保護を受けている者
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている者
- (3) 重度心身障害者で、次のいずれかに該当する者
- イ 所得の額が、規則で定める額以上であること。
- ロ 重度心身障害者の生計を主として維持する配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）の所得の額が、規則で定める額以上であること。
- ハ 65歳以上で高確法の規定による医療を受けていない者、または、同法の規定による医療を受けている場合においては、規則第6条第1号及び高確法第67条第1項第2号に掲げる者以外の者
- ニ 医療保険各法において高確法の医療給付と同等の給付が受けられる者については当該医療を受けることができる間
- (4) ひとり親家庭等の母又は父及び児童で、次のいずれかに該当する者
- イ ひとり親家庭の母又は父の所得の額が、規則で定める額以上であること。
- ロ ひとり親家庭の母又は父の生計を主として維持する扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以上であること。
- ハ 両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている児童の養育者（以下「養育

者」という。)の所得の額が、規則で定める額以上であること。

ニ 養育者の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以上であること。

(助成の額)

第4条 医療に関する経費の助成の額は、医療費から受給者が負担すべき一部負担金及び基本利用料並びに食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び附加給付の額を控除して得た額とする。ただし、12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者については、医療費の全部を助成する。

2 町長は、第2条第7項に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。

(受給者証の交付申請)

第5条 医療に関する経費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより申請書を町長に提出するものとする。

(受給者の決定等)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、医療に関する経費を助成すべきものと認めたときは、その助成の決定をするものとする。

2 町長は、前条の規定により、助成を決定したときは、当該医療に関する経費の助成を申請した者に対し、医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

(受給者証の提示)

第7条 前条第1項の規定により、医療に関する経費の助成の決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)において、医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に被保険者証又は組合員証及び受給者証を提示するものとする。

(助成の方法)

第8条 医療に関する経費の助成は、町長が、その額を保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。

2 町長は、特に必要であると認めたときは、前項の規定にかかわらず、助成する額を受給者に支給することにより行うことができる。

(届出の義務)

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その旨を速やかに町長に届け

出なければならない。

- (1) 氏名又は住所等を変更したとき。
- (2) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

(助成の終了)

第10条 町長は、受給資格が次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日から、この条例による医療に関する経費の助成を行わないものとする。

- (1) 第3条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。

(損害賠償との調整)

第11条 町長は、受給者が疾病又は負傷に関し、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成額の全部若しくは、一部を助成せず、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。

(助成金の返還)

第12条 町長は、偽り、その他不正の手段により助成を受けた者があるときは、当該助成を受けた者又は、その保護者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。

(規則の委任)

第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日より施行する。

附 則 (昭和53年12月23日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年1月1日から適用する。

附 則 (昭和57年9月30日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則 (昭和58年1月28日条例第5号)

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則 (昭和59年10月29日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則 (昭和59年12月21日条例第16号)

この条例は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則 (平成6年12月16日条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。

(標準負担額に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成8年9月30日までの間は、この条例の規定による改正後の条例第2条中「健康保険法第43条の17第2項に規定する標準負担額」とあるのは、「600円（健康保険法第43条の17第2項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額）」とする。

附 則（平成10年5月20日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成10年6月25日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年5月26日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月14日条例第36号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年6月20日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。ただし、第2条第2項第2号ロの規定は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成14年10月15日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月20日条例第9号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月16日条例第15号）

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月17日条例第11号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月27日条例第27号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月16日条例第18号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月18日条例第14号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月25日条例第31号）

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月19日条例第12号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月17日条例第14号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月21日条例第9号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月12日条例第19号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月15日条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

改正

昭和54年4月23日規則第1号

昭和58年1月26日規則第2号

昭和59年12月22日規則第16号

昭和62年8月1日規則第18号

平成6年12月16日規則第20号

平成13年3月22日規則第3号

平成14年10月15日規則第15号

平成16年9月10日規則第11号

平成17年9月2日規則第12号

平成18年2月21日規則第6号

平成18年9月22日規則第37号

平成20年3月25日規則第10号

平成20年9月25日規則第23号

平成20年12月22日規則第26号

平成25年3月29日規則第14号

平成28年8月1日規則第25号

南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年南幌町条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(受給者証の交付申請)

第2条 条例第5条の規定による医療に関する経費の助成を受けようとする者又は、保護者は、受給者証交付申請書（別記第1号様式又は別記第2号様式）を町長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 重度心身障害者医療に関する経費の助成を受けようとする者は、条例第2条第1項第1号に規定する身障手帳又は同2号に規定する状態にあることが判定若しくは診断された書類又は同項第3号に規定する精神保健手帳

(2) ひとり親家庭等医療に関する経費の助成を受けようとする者は、現に児童を扶養又は養育している事実を明らかにすることができる書類

(3) 条例第3条第3号又は同条第4号に規定する受給者又は配偶者若しくは扶養義務者の所得の状況を明らかにする書類

(4) 規則第6条第1号に規定する者（その属する世帯員全員が市町村民税非課税者に限る。）にあつては、世帯全員が市町村民税非課税者であることを確認できる書類

3 町長は、前項の規定にかかわらず、申請書に添付すべき書類の内容が、公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができるものとする。

4 町長は、第2項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、他の書類を添付させることができるものとする。

(受給者の決定)

第3条 町長は、条例第6条第1項により、受給資格者であることを決定したときは、重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費受給者証交付通知書（別記第3号様式）により、受給資格者であることを承認しないことを決定したときは、重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下通知書（別記第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(受給者証の交付)

第4条 条例第6条第1項の規定により受給資格者であることを決定したときは、申請者に重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費受給者証（別記第5号様式又は別記第6号様式）を交付するものとする。

2 前項の受給者証は毎年更新するものとし、その期間は、7月1日から7月31日までとする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

3 受給資格者は、前項の期間において、8月1日以降引き続き医療費の助成を受けようとするときは、町長に申請しなければならない。

4 町長は、前項の規定にかかわらず、公簿等により資格要件を確認し、申請に代えて職権で受給者証の更新をすることができる。

5 第2条の規定は、第3項の規定による申請について準用する。

(受給者証再交付申請)

第5条 受給資格者は、受給者証を破り、よごし、又は失ったことにより受給者証の再交付を受けようとするときは、重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書（別記第7号様式）を町長に提出してその再交付を受けることができる。

(条例第4条第2項に規定する額等)

第5条の2 条例第4条第2項に規定する額及び計算方法並びに負担区分等は高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第15条第3項に規定する額とする。

(一部負担金)

第6条 条例第2条第5項の規定による一部負担金は次のとおりとする。

- (1) 受給者が3歳未満（3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの期間を含む。）又はその属する世帯員全員が市町村民税非課税者の場合初診時一部負担金（医科診療に係るときは初診1件につき580円、歯科診療に係るときは初診1件につき510円、柔道整復師に係るとき（乳幼児等医療給付事業を除く。）は初診1件につき270円）
- (2) 上記以外の場合

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第67条第1項第1号の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療被保険者が同法の規定により負担すべき額（基本利用料、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。）に相当する額から令第14条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額とする。この場合において、同条第1項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、44,400円とし、令第14条第3項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第3項の規定にかかわらず12,000円とする。

(一部負担金と基本利用料の合算)

第6条の2 前条第2号の場合であって受給者が条例第2条第7項に規定する基本利用料を負担した場合には、当該基本利用料を加算した額で算定するものとする。

(条例第3条第3号及び同条第4号に規定する所得の額等)

第6条の3 条例第3条第3号及び同条第4号に規定する所得の額並びに所得の範囲及び所得の額の計算方法は、別表によるものとする。

(助成金の交付申請)

第7条 受給資格者は、条例第8条第2項の規定による医療に関する経費の支給を受けようとするときは、重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費支給申請書（別記第8号様式）を町長に提出するものとする。

(助成金の交付の決定)

第8条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し受給者に支給することを決定したときは、医療費支給決定通知書（別記第9号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（届出）

第9条 条例第9条の規定による届出は、重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費支給資格変更・喪失届（別記第10号様式）により行うものとし、当該届には、受給者証を添付するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

附 則（昭和54年4月23日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和54年1月1日から適用する。

附 則（昭和58年1月26日規則第2号）

この規則は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（昭和59年12月22日規則第16号）

この規則は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則（昭和62年8月1日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年12月16日規則第20号）

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

附 則（平成13年3月22日規則第3号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年10月15日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年9月10日規則第11号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年9月2日規則第12号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年2月21日規則第6号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月22日規則第37号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日規則第10号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月25日規則第23号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年12月22日規則第26号）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年8月1日規則第25号）

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

別表（第6条の3関係）

第6条の3に規定する所得の額並びに所得の範囲及び所得の額の計算方法

1 所得の額

- (1) 条例第3条第3号に規定する所得の額は、前年の所得（1月から7月までの分の医療に関する経費の助成については、原則として前々年の所得とする。以下同じ。）とし、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第8条第1項において準用する同令第2条第2項に定める額とする。
- (2) 条例第3条第4号に規定する所得の額は、前年の所得とし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第6項に定める額とする。

2 所得の範囲及び所得の額の計算方法

(1) 所得の範囲

- イ 条例第3条第3号に該当する場合にあっては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第2項において準用する同令第4条の規定によるものとする。
- ロ 条例第3条第4号に該当する場合にあっては、児童扶養手当法第9条第2項並びに同法施行令第2条の4第6項及び第3条第1項の規定によるものとする。

(2) 所得の額の計算方法

- イ 条例第3条第3号に該当する場合にあっては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第3項において準用する同令第5条の規定によるものとする。
- ロ 条例第3条第4号に該当する場合にあっては、児童扶養手当法施行令第4条第1項及び第2項の規定によるものとする。

別記第1号様式（第2条関係）

重度心身障がい者医療費受給者証交付申請書

平成 年 月 日

南 幌 町 長 様

申請者 住 所 南幌町 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

下記のとおり重度心身障がい者医療費受給者証の交付を申請します。

記

※ 受給者番号											
申 請 内 容	対 象 者 の 状 況	フリガナ 対 象 者		住 所 南幌町							
		生 年 月 日		年 月 日 (歳)							
	フリガナ 世 帯 主		住 所 南幌町								
	対 象 者 と の 続 柄										
受 給 資 格 要 件 の 状 況	身体障害者手帳 精神保健手帳		交付年月日 年 月 日 番 号 第 号		障 害 の 級		級				
	知 能 指 数 の 判 定	療 育 手 帳		交付年月日 年 月 日 番 号 第 号		判 定		A ・ B			
		判 定 (診 断)		判定 (診断) 年月日 判定 (診断) 機関名		総 合 判 定 (診 断)		重 度 中 度 軽 度			
	医 療 保 険	種 別		政・組・日・船 共・国・後		記号 番号		付加給付		有・無	
		被保険者 (世帯主名)				被保険証 発行機関					
	添 付 書 類										
<p>私は、重度心身障がい者医療費受給者証の交付申請にあたり、私と私の同一世帯員の所得に関する公簿を閲覧することに同意します。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 _____ 印</p>											
※ 決 定 欄	課長		リーダー		担当					更新・資格取得 年 月 日	
	決 定 年 月 日		年 月 日		所得制限該当		該 当 ・ 非 該 当				
	住民税の課税状況			課税・非課税							
	<p>1 上記申請内容を審査の結果、適当と認められたので受給者証を交付する。</p> <p>2 次の理由により上記申請を却下する。</p>										
却 下 理 由											

(注) 申請者は※欄は記入しないで下さい。

公簿により所得確認

別記第2号様式 (第2条関係)

ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書

平成 年 月 日

南 幌 町 長 様

申請者 住 所 南幌町 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

下記のとおりひとり親家庭等医療費受給者証の交付を申請します。

記

※ 受給者番号									
申 請 内 容	対象者の状況	父・母・子の別	父・母		子				
		フリガナ							
		対 象 者							
		生 年 月 日	年 月 日 (歳)	年 月 日 (歳)	年 月 日 (歳)	年 月 日 (歳)			
		申請者との続柄							
	同居・別居	同居別居別	同居・別居		同居・別居	同居・別居	同居・別居		
		居 住 地							
		別居の理由							
	受給資格要件の状況	父母の状況	氏 名	父 (配偶者)			母 (配偶者)		
			状 況	生存 死亡 年 月 日			生存 死亡 年 月 日		
ひとり親家庭となつた理由		死別、離別、行方不明、遺棄、拘禁、配偶者の障害、両親の死亡、両親の行方不明、その他				発生年月日 年 月 日			
医療保険		種 別	政・組・日 船・共・国	記号 番号			付加 給付	有・無	
		被 保 険 者 (世帯主名)			被保険証 発行機関				
添 付 書 類									
<p>私は、ひとり親家庭等医療費受給者証の交付申請にあたり、私と私の同一世帯員の所得に関する公簿を閲覧することに同意します。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 _____ 印</p>									
※ 決 定 欄	課長	リ-ダー	担当				更新・資格取得 年 月 日		
	決 定 年 月 日		年 月 日	所得制限該当		該当・非該当			
	住民税の課税状況		課税・非課税						
	<p>1 上記申請内容を審査の結果、適当と認められたので受給者証を交付する。</p> <p>2 次の理由により上記申請を却下する。</p>								
	却 下 理 由								

(注) 申請者は※欄は記入しないで下さい。

公簿により所得確認

別記第3号様式 (第3条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

南幌町長 印

重度心身障害者
医療費受給者証交付通知書
ひとり親家庭等

年 月 日付けで申請のありました重度心身障害者医療費受給者証・ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請については、別添重度心身障害者医療費受給者証・ひとり親家庭等医療費受給者証のとおり交付いたしますので通知します。

別記第4号様式（第3条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

南幌町長 印

重度心身障害者
医療費受給者証交付申請却下通知書
ひとり親家庭等

年 月 日付けで申請のありました重度心身障害者医療費受給者証交付申請・ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請については、次の理由により申請を却下しましたので通知します。

（理由）

別記第5号様式（その1）

障初

重度心身障害者医療費受給者証

市町村 番 号	1 0 4 0	受給者 番 号	
受 給 者	住 所		
	氏 名		
	生年月日		
有 効 期 限			
発 行 機 関 名 及 び 印		北海道空知郡南幌町	
交 付 年 月 日			

別記第5号様式（その2）

障課

重度心身障害者医療費受給者証

市町村 番 号	1 0 4 0	受給者 番 号	
受 給 者	住 所		
	氏 名		
	生年月日		
有 効 期 限			
発 行 機 関 名 及 び 印		北海道空知郡南幌町	
交 付 年 月 日			

別記第5号様式（その3）

老初

重度心身障害者医療費受給者証

市町村 番 号	1 0 4 0	受給者 番 号	
受 給 者	住 所		
	氏 名		
	生年月日		
有 効 期 限			
発 行 機 関 名 及 び 印		北海道空知郡南幌町	
交 付 年 月 日			

別記第5号様式（その4）

老課

重度心身障害者医療費受給者証

市町村 番 号	1 0 4 0	受給者 番 号	
受 給 者	住 所		
	氏 名		
	生年月日		
有 効 期 限			
発 行 機 関 名 及 び 印		北海道空知郡南幌町	
交 付 年 月 日			

別記第6号様式（その1）

親初

ひとり親家庭等医療費受給者証

市町村 番 号	1 0 4 0	受給者 番 号	
受 給 者	住 所		
	氏 名		
	生年月日		
有 効 期 限			
発 行 機 関 名 及 び 印		北海道空知郡南幌町	
交 付 年 月 日			

別記第6号様式（その2）

親課

ひとり親家庭等医療費受給者証

市町村 番 号	1 0 4 0	受給者 番 号	
受 給 者	住 所		
	氏 名		
	生年月日		
有 効 期 限			
発 行 機 関 名 及 び 印		北海道空知郡南幌町	
交 付 年 月 日			

別記第7号様式（第5条関係）

重度心身障がい者

医療費受給者証再交付申請書

ひとり親家庭等

年 月 日

南 幌 町 長 様

申請者 住 所 南幌町 _____

氏 名 _____ 印

下記の理由により重度心身障がい者医療費受給者証・ひとり親家庭等医療費受給者証の再交付を申請します。

受給者	住 所	南幌町		
	氏 名		受給者番号	
理 由	1. 破損した 2. 汚損した 3. 紛失した 4.			

別記第8号様式（第7条関係）

重度心身障がい者

医療費支給申請書

ひとり親家庭等

年 月 日

南幌町長様

申請者住所 南幌町
氏名 _____ 印
電話番号 _____

重度心身障がい者・ひとり親家庭等医療費の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

受給者	受給者番号	第 号	保険記号番号	
	住所	南幌町		
	氏名		生年月日	年 月 日
病院	名称			
	住所			
診療内容	入院・入院外等の別		療養の期間	自 年 月 日 至 年 月 日
	発病の原因			
	費用	円		
振込先	金融機関	銀行・信用金庫		支店
	口座番号		名義	
備考				

別記第9号様式（第8条関係）

年 月 日

医療費支給決定通知書

このことにつきまして、次のとおり支給額を決定しましたので通知いたします。

被保険者氏名 様

北海道南幌町長
記

支給金額	
医療の内容	
振込口座	
名 義	
振込期日	

別記第10号様式（第9条関係）

重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費受給資格変更・喪失届

	変更後	変更前	事 由
受給者番号			1. 変 更 <input type="checkbox"/> 氏名の変更 <input type="checkbox"/> 町内の転居 <input type="checkbox"/> 医療保険加入状況の変更 <input type="checkbox"/> その他 [] 上記事由の発生年月日 (年 月 日) 2. 喪 失 <input type="checkbox"/> 他市町村への転出 <input type="checkbox"/> 医療保険加入資格の喪失 <input type="checkbox"/> 18歳の3月末日 <input type="checkbox"/> 20歳の誕生日 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他 [] 上記事由の発生年月日 (年 月 日)
氏 名			
	(子)		
	(子)		
生年月日			
住 所	南幌町		
医療保険の 加入状況	(被保険者、組合員又は世帯主の氏名)		
	(被保険者、組合員又は世帯主の住所)		
	(被保険者証又は組合員証の記号番号)		
	(被保険者、組合員又は世帯主との続柄)		
	(保健者の名称)		
	(保健者番号)		
	(保健者の所在地)		
上記のとおり関係書類を添えて届出いたします。 年 月 日 住 所 南幌町 (居住地) 氏 名 印 南 幌 町 長 様			